

<義務違反時の対応>

健康増進法違反				条例違反		
①喫煙禁止場所で喫煙した者	②喫煙禁止場所に喫煙器具等を設置した管理権原者等	③紛らわしい標識の掲示、標識の汚損等の行為者	④20歳未満の者を喫煙室に立ち入らせた管理権原者等	⑤法律違反に係る立ち入り調査、質問に対し、拒否又は虚偽をした管理権原者等	⑥条例違反に係る立ち入り調査、質問に対し、拒否又は虚偽をした管理権原者等	⑦従業員がいるが喫煙可能とした既存の小規模飲食店の管理権原者
違反が発覚 ※市が住民からの通報を受理				違反の疑いを市が認知		違反が発覚
管理権原者等が喫煙の中止等を求める						
改善が見られない場合、市長に通報						
市が「指導」				市が立ち入り調査・物件検査・質問		市が「指導」
改善が見られない場合	改善が見られない場合		※ 違反があった際には、市長の指導によって改善を図る。 (20歳未満の者が受動喫煙をしている場合に相談窓口で受け)			改善が見られない場合
	市が「勧告」			管理権原者等が拒否又は虚偽が発覚		市が「勧告」
市が「命令」	改善が見られない場合	市が「公表」				改善が見られない場合
改善が見られない場合						市が「命令」
「過料の適用」 ※市が地方裁判所に通知						改善が見られない場合
30万円以下	50万円以下	50万円以下		20万円以下	「過料の適用」 ※市の行政処分	
					2万円以下	5万円以下